

実施契約変更契約書(第3回)

令和元年12月19日付けで須崎市（以下「市」という。）と株式会社クリンパートナーズ須崎（以下「運営権者」という。）との間で締結し、令和2年3月31日付けで第1回、令和6年6月18日付けで第2回変更契約した須崎市公共下水道施設等運営事業公共施設等運営権実施契約書（以下「原契約書」という。）の一部を次のように変更する契約を締結する。

（サービス対価の変更）

第1条 原契約書別表を次のように改める。

サービス対価

業 務	サービス対価	(サービス対価に含まれる 消費税及び地方消費税)
経営に係る業務	388,914,741 円	(35,355,885 円)
下水道管渠運営業務	112,430,488 円	(10,220,953 円)
終末処理場運転管理業務	211,451,452 円	(19,222,859 円)
終末処理場運転維持管理等 包括的民間委託業務	108,715,917 円	(9,883,265 円)
漁業集落排水処理施設浄化槽維持管理 包括的民間委託業務	47,360,569 円	(4,305,503 円)
クリーンセンター等運転維持管理等 包括的民間委託業務	575,470,802 円	(52,315,525 円)
雨水ポンプ場保守点検業務	58,224,144 円	(5,293,102 円)
下水道管渠(雨水)維持管理業務	69,567,116 円	(6,324,280 円)
合 計	1,572,135,229 円	(142,921,372 円)

2 原契約書の約款（以下「約款」という。）B第2条第1項第2号に次の表を加える。

委託業務名	漁業集落排水処理施設浄化槽維持管理包括的民間委託業務 (令和6年度 市単独 第6-23-102)
委託業務実施場所	募集要項のとおり
履行期間	令和6年10月1日から令和11年9月30日まで
サービス対価	金 25,683,936円 (うち消費税額及び地方消費税額 9,883,265円)
契約保証金	要

3 約款B第2条第1項第3号に次の表を加える。

委託業務名	クリーンセンター等運転維持管理等包括的民間委託業務 (令和6年度 市単独 第6-23-103)
委託業務実施場所	募集要項のとおり
履行期間	令和6年10月1日から令和11年9月30日まで
サービス対価	金 320,093,053円 (うち消費税額及び地方消費税額 29,099,366円)
契約保証金	要

4 約款C第2条第1項第1号に次の表を加える。

委託業務名	雨水ポンプ場保守点検業務 (令和6年度 市単独 第6-23-104)
委託業務実施場所	募集要項のとおり
履行期間	令和6年10月1日から令和11年9月30日まで
サービス対価	金 30,316,029円 (うち消費税額及び地方消費税額 2,756,000円)
契約保証金	要

5 約款C第2条第1項第2号に次の表を加える。

委託業務名	下水道管渠（雨水）維持管理業務 (令和6年度 市単独 第6-23-105)
委託業務実施場所	募集要項のとおり
履行期間	令和6年10月1日から令和11年9月30日まで
サービス対価	金 42,557,122円 (うち消費税額及び地方消費税額 3,868,826円)
契約保証金	要

(業務委託内容の変更)

第2条 原契約書第6条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定に関わらず、判断が難しい費用については、発生時に市と運営権者との間で協議した上、双方の合意に基づいて負担の所在を決定する。

2 原契約書の別紙1の(39)中「4.5年間」を「当初は4.5年間、以後は5.0年間毎」に改め、同契約書の別紙1の(65)中「日立造船中国工事株式会社」を「カナデビア中四国サービス株式会社」に改める。

3 約款A別紙2の表を次のように改める。

別紙2 市が維持する協定等

相手方	文書名	締結日
高知県、高知市、安芸市、南国市 宿毛市、四万十市、香南市、香美市、 東洋町、芸西村、土佐町、いの町、中 土佐町、越知町、梶原町 四万十町	災害時における下水道施設を管理する 市町村等の相互支援に関する協定	平成25年7月23日 毎年3月更新
地方共同法人 日本下水道事業団	災害時における高知県内の下水道終末処理場 及びポンプ場の復旧支援に関する協約	平成25年7月23日 毎年3月更新
公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	災害時における高知県内の管路施設の 復旧支援に関する協定	平成25年7月23日 毎年3月更新
公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会	災害時における高知県内の下水道施設の技術 支援協力に関する協定	令和4年8月30日 毎年4月更新（自動）

4 原契約書の要求水準書（以下「要求水準書」という。）第1章の表1－2を次のように改める。

表1－2 須崎市運営事業対照表

	終末処理場		污水管	雨水管	雨水ポンプ	漁業集落排水 (施設)	クリーン センター
企画・計画	—	◎	◎	———	———	———	———
	令和2～6年	令和6～21年	令和2～21年	———	———	———	———
経営	—	◎	◎	———	———	———	———
	令和2～6年	令和6～21年	令和2～21年	———	———	———	———
運転	○	◎	◎	———	———	○	○
	令和2～6年	令和6～21年	令和2～21年	———	———	令和2～11年	令和2～11年
維持管理	○	◎	◎	●	●	○	○
	令和2～6年	令和6～21年	令和2～21年	令和2～11年	令和2～11年	令和2～11年	令和2～11年
点検	○	◎	◎	●	●	———	———
	令和2～6年	令和6～21年	令和2～21年	令和2～11年	令和2～11年	———	———
修繕	○	◎	◎	●	———	○	———
	令和2～6年	令和6～21年	令和2～21年	令和2～11年	———	令和2～11年	———

上段：対象業務 ◎運営権、○包括的民間委託、●仕様委託

下段：履行期間（年度）

5 要求水準書第2章2. 1中「令和6年度以降予定」を「令和6年10月1日以降」に改め、同章2. 1【経営必達目標】中「使用料収入」を「使用料金及び利用料金の収入額」に、「維持管理費＋資本費」を「維持管理費※」に、「24. 5%※」を「24. 5%」に、「※市職員人件費は経費の対象外として計上している。また、資本費については企業債償還ベースとしている。企業会計移行後の目標値は、法適用年度に精査する。」を「※維持管理費については、公費負担分（雨水事業管理費）を除く維持管理費に利用料金を加算した額とする。」に改める。

6 要求水準書第2章2. 2の表⑦の項を次のように改める。

⑦	事務支援業務 【（会計処理）（統計処理）（調査資料支援） （下水道管路施設台帳保守）等】	事務支援：【毎年／履行期間】	C－5
---	--	----------------	-----

7 要求水準書第2章2. 2中

「※想定される標準業務内容及び特記内容は別紙を参照のこと。」を

「※想定される標準業務内容及び特記内容は別紙を参照のこと。

※会計処理、統計処理については令和2年度まで

※下水道管路施設台帳保守については令和4年度から」に改める。

8 要求水準書第2章2. 7及び2. 7. 1の見出し中「（調査資料支援）」の次に「（下水道管路台帳保守）」を加え、同章2. 7. 1（2）の表を次のように改める。

計画名	目標とする内容	備考
会計処理事務支援 （会計に関する事務支援）	・会計処理については年間の計画及び提出期限が決定されていることから、年間計画を把握し、遅滞なく作業をするため実施計画を市に提出し作業を進めることとする。 ・年間の会計処理に係る事務作業補助（決算書作成等）を行う。	令和2年度まで
統計処理事務支援	・毎年度の経営情報（人、モノ、金）について、整理し、経営改善状況について確認を行う。 ・確認の結果についてはベンチマーク化を図るとともに改善が図られていない項目については改善策について市に提案する。	令和2年度まで
調査資料作成事務支援（関係機関からの調査資料支援）	・毎年度、関係機関（国、県、その他関係機関）からの調査資料作成に関し、市の支援を遅滞なく行う。（概ね50件程度を想定）	
下水道管路台帳保守	・下水道管路台帳保守	令和4年度から

9 要求水準書第4章4. 2. 2 (2) ④及び⑤中「800mm」を「1500mm」に改める。

10 要求水準書第5章の見出し中「令和6年度」を「令和6年10月」に改め、同章5. 1 (3) の表を次のように改める。

項目	放流目標値	備考
PH	5.0 ～ 9.0	
BOD	15 mg/L以下	
SS	30 mg/L以下	
大腸菌群数	3000 個/cm ³ 以下	令和6年度まで
大腸菌数	800 CFU/ml 以下	令和7年度から

11 要求水準書第5章5. 2. 1 (1) ①中「・創エネルギー効果の増大」を削る。

12 要求水準書第5章5. 2. 4 (1) の見出し中「水質」を「汚泥」に改める。

13 要求水準書第6章の見出し中「令和6年度」を「令和6年10月」に改め、同章6. 5を次のように改める。

6. 5 電気工作物に係る業務

電気事業法に基づく保安規程については市が定める。運営権者は、市が保安規定に基づいて契約する「自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約」業務に対し、その費用の終末処理場にかかる相当額を市に対して支払う。

14 要求水準書第7章7. 2及び第8章8. 2中「令和6年度」を「令和6年10月1日」に改める。

15 要求水準書別紙C-3の2. 4の表TVカメラ調査の項中「800mm」を「1500mm」に改める。

16 要求水準書別紙C-5の2に次のように加える。

・下水道管路台帳保守

17 要求水準書別紙D-2の1. 2 (1) 中「4年6ヶ月」の次に「(第2-16-102)、令和6年10月1日から令和11年9月30日までの5年(第6-23-102)」を加える。

18 要求水準書別紙D-2の3. 3 (3) 中「のみ」を「・池ノ浦」に改める。

- 19 要求水準書別紙D-3の1.2(1)中「4年6ヶ月」の次に「(第2-16-103)、令和6年10月1日から令和11年9月30日までの5年(第6-23-103)」を加える。
- 20 要求水準書別紙D-3の2.6に次のように加える。
施設の長寿命化を念頭に施設内での対策に務めるとともに、知見・経験に基づく提言を市に行うこととする。
- 21 要求水準書別紙D-3の3中「大腸菌群数 3000個/cm³以下」を
「大腸菌群数 3000個/cm³以下(令和6年度まで) に改める。
大腸菌数 800CFU/ml以下(令和7年度から) 」
- 22 要求水準書別紙D-3の4の4.1中「廃棄物の」の次に「適正な」を加える。
- 23 要求水準書別紙D-3の4の4.4(1)中⑥を⑦とし、⑤の次に次のように加える。
⑥ 市又は受託業者が回収する不法投棄等の回収物
- 24 要求水準書別紙D-3の5(1)に次のように加える。
③ 火災や機械の故障時など、突発的な事象により処理不能となった期間(以下、処理停止期間)の不燃ごみの対応については、原則、設備が稼働し次第、順次処理していくこととする。
処理停止期間に搬入される不燃ごみの累積量が概ね1.5月(50t)を超えた場合は、事業者はスムーズな処理のために必要な措置を市に申し入れすることができる。
処理停止期間中に搬入される不燃ごみをやむをえず仮置きする場合は、仮置き場所を市と事業者で確認したうえで行い、事業者は処理再開後、仮置きした不燃ごみの処理状況報告を市に行うこと。
- 25 要求水準書別紙D-3の5(3)中⑤を⑥とし、①から④までを②から⑤とし、②の前に次のように加える。
① 施設の長寿命化を念頭に、最終処分する埋立量の減量化に努めること。
- 26 要求水準書別紙D-3の5(3)に次のように加える。
⑦ 施設の主要設備の故障時等、通常実施している業務が履行できない場合には、その代替として、その時点での施設課題に取り組むこととし、取り組む内容は必要に応じて、市と事業者で協議を行う。

27 要求水準書別紙D-3の5中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 埋立処分場

- ① リサイクルプラザで再資源化、減容処理した後の不燃ごみの埋立
- ② リサイクルプラザ基幹的設備改良工事期間中、事業者は現存する埋立処分場の未処理物の処理を行い減量化に努めることとし、工事終了後の未処理物の対応については市と事業所で別途協議する。
- ③ ほかに処分方法がないなどの理由で例外的に処理せず埋立するものは、市が認めるもののみとする。

28 要求水準書別紙D-3の8中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 埋立状況報告書

29 要求水準書別紙D-3の14中「市が」の次に「直接」を加える。

30 要求水準書別紙E-1の1.1中「4年6ヶ月」の次に「(第2-16-104)、令和6年10月1日から令和11年9月30日までの5年(第6-23-104)」を加える。

31 要求水準書別紙E-2の1.2中「4年6ヶ月」の次に「(第2-16-105)、令和6年10月1日から令和11年9月30日までの5年(第6-23-105)」を加える。

3 2 要求水準書別紙F－1を次のように改める。

別紙F－1

下水道処理場施設 水質管理項目

＜水質管理項目＞										
分析項目	対象流体									
	水処理							汚泥処理		
	流入下水	最初沈殿池流出水	最初沈殿池引抜汚泥	DHSろ床処理水	生物膜ろ過処理水	生物膜ろ過洗浄排水	放流水	脱水機供給汚泥	脱水ケーキ	脱水ろ液
水温	●	○		●	●		●	☆	☆	☆
pH	●	●		●	●		●	☆	☆	☆
Mアルカリ度	○	○		○	○			☆		
残留塩素濃度							○			
電導度										
透視度	●	●		●	●		●			
SS	○	○		○	○		○	☆	☆	☆
COD _{Cr}	○	○		○	○		○			☆
BOD	○	○		○	○		○			☆
蒸発残留物	☆	☆		☆	☆			●	☆	☆
溶解性物質	☆	☆		☆	☆			☆	☆	☆
強熱残留物	☆	☆		☆	☆			☆		
強熱減量物	☆	☆		☆	☆			☆		
VSS								☆		
大腸菌群数	○			○	○		○			
含水率									●	
C-BOD		☆		☆	☆					
DO				●	●					
NH ₄ -N	☆			☆	☆					
NO ₃ -N				☆	☆					
T-N	☆			☆						

◎:1回/1日、○:1回/1週、●:2回/1週、□:1回/2週、☆:1回/1ヶ月

＜有害物質測定項目＞	
分析項目	対象流体
	水処理
	放流水
水温	△
pH	△
BOD	△
COD _{Mn}	△
SS	△
大腸菌群数（令和6年度まで）	△
大腸菌数（令和7年度から）	△
T-N	△
T-P	△
カドミウム及びその化合物	△
シアン化合物	△
有機リン化合物	△
鉛及びその化合物	△
六価クロム及びその化合物	△
ヒ素及びその化合物	△
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	△
アルキル水銀化合物	△
PCB	△
トリクロロエチレン	△
テトラクロロエチレン	△
ジクロロメタン	△
四塩化炭素	△
1,2-ジクロロエタン	△
1,1-ジクロロエチレン	△
シス-1,2-ジクロロエチレン	△
1,1,1-トリクロロエタン	△
1,1,2-トリクロロエタン	△
1,3-ジクロロプロペン	△
チウラム	△
シマジン	△
チオベンカルブ	△
ベンゼン	△
セレン及びその化合物	△
n-ヘキサン抽出物質	△
フェノール	△
銅	△
亜鉛	△
溶解性鉄	△
溶解性マンガン	△
クロム含有量	△
ふっ素及びその化合物	△
ほう素及びその化合物	△
1,4-ジオキサン	△
	△:2回/1年
※この項目は、全て年間2回の法定検査で対応。	

3 3 原契約書の募集要項（以下「募集要項」という。）別紙 6 の 1 （3）の見出し中「平成 3 6 年度」を「令和 6 年 1 0 月」に改める。

3 4 募集要項別紙 6 の 1 （3）アの表維持管理運営業務相当額の項中「、子メーターを設置した上で」を削る。

（契約の費用）

第 3 条 この契約に要する費用は、運営権者の負担とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、市及び運営権者が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 1 0 月 1 日

市	名 称	須 崎 市
	代 表 者	須崎市長 楠 瀬 耕 作
運営権者	住 所	高 知 県 須 崎 市 潮 田 町 3 番 1 5 号
	商号又は名称	株 式 会 社 ク リ ン パ ー ト ナ ー ズ 須 崎
	代 表 者	代表取締役社長 若 林 秀 幸